

ステイヴ・ヒンドル

『一七世紀イングランドの慈善信託と教区ガヴァナンス』^①

乾 秀 明

〔訳者解題〕

ここに訳出した『一七世紀イングランドの慈善信託と教区ガヴァナンス (Ways of Getting Charity in Seventeenth-Century England)』は、ロンドン大学歴史学研究所において「富と貧困」をテーマに開催された Anglo-American Conference (二〇〇四年七月七―九日) におけるウォリック大学教授ステイヴ・ヒンドル氏による報告である。ヒンドル氏の報告は、トニー・ブレア率いるニュー・レイバーによって進行中である ID カード所持による公共サービスへのアクセス権の資格付与の計画というものをセイフティネットの資格化・条件

化によって限りなく市場原理に近づけようとする政策ヴィジョンとして位置づけ、その政策そのものを一七世紀慈善信託法のホスピタル行政に媒介された排除と包摂のプロセスに対置しようというものである。同氏の報告が現代英国の社会政策と一七世紀における救貧政策との親和性の分析という興味性へのレファレンスを含む非常に優れたサーヴェイとしてだけではなく、このサーヴェイを通じて近年の救貧行政に関わる研究史を相対化する優れた研究論文であることから同氏の報告を日本に紹介したいと私は考えた。^②

本報告は、一六九七年制定法に至る一七世紀イングラ

ンドの社会政策の分析の一環として、一六〇一年制定の慈善信託法にあるホスピタル入院者の選別のプロセスの分析を通じて、社会政策そのものの本質を明らかにしようというものである。⁽³⁾以下、簡単ではあるが救貧行政に関する研究史を概説的に紐解きながら本報告を研究史の脈絡の中に位置づけることから始めたい。

救貧行政に関する研究史の特徴として、一方における一定の条件を満たすものに対する資格付与 (entitlement) と、もう一方での服従及び従順 (subordination) の強調という二項対立的解釈があったことは周知のとおりである。一九七〇年代及び八〇年代におけるポール・スラックらによる諸研究は貧民救済を総じて権力による秩序の維持と社会統制の手段と看做してきた。⁽⁴⁾一方、これら「社会統制」のパラダイムに対する反動として一九八〇年代中頃に影響力を持つようになったのが「救貧を受ける権利」の民衆の社会化に関する諸研究である。これには一七世紀の貧困と救貧のライフサイクル的性格を強調するリチャード・スミスおよびティム・ウェールズの系譜と、救貧行政を「慈悲深く同情的」と特徴づけたウィリアム・ニューマン・ブラウンの系譜があった。⁽⁵⁾

しかし、こうした二項対立的解釈が必然的に救貧救済そのものの本質を曖昧にしてきた。ここに本報告を通じて従来の研究史において説得的解釈がなされないままにあった公的救貧救済と準公的慈善救済の関係およびそのメカニズムを論じる意義があるといえよう。⁽⁶⁾

本稿で紹介するヒンドル氏の報告の主たる目的は、奇しくもエリザベス救貧法制定の一六〇一年に導入された慈善信託法 (Statute of Charitable Uses, 43 Eliz. c.4) による準公的慈善救済、特にその具現化としてのホスピタルを通じた救貧救済の本質を暴くことにある。ヒンドル氏は、ガヴァナンス概念 (governance) を分析概念として使用することでこのホスピタル救済システムのメカニズムを解明する。

まずここでホスピタル行政の特徴を述べておく。ホスピタル行政には二重の行政レベルが存在した。すなわち、教区の役人 (officeholders) に対して実質的なホスピタル管理運営の権限委譲がなされ、入院者の選別と退院に関わる裁量権が付与されていた。そしてこの教区役人の裁量権によるホスピタル運営に関わる信託義務違反をチェックする州および近隣諸州の在郷ジェントリから

選出された監察官 (visitors) が任命されていた。こうした二重の行政レベルにおける政策決定のプロセス——交渉のプロセス——の中で権威 (authority) の問題と行為媒体 (agency) の問題がヒンドル氏によって鋭く分析されるのである。以下、具体的にみていきたい。

まずホスピタル運営と教区ガヴァナンスの本質を理解する上で決定的に重要となるのが、請願者がホスピタルに入院を許諾されるプロセス、いわば受託者 (trustees) の意思決定のプロセスを挙げておかなければならない。

いうまでもなく交渉のプロセスは貧困者の請願から開始された。入院申請者からの請願書を承認するかどうかは、教区の貧困者らが「領主、ジェントリ、ナイトの法廷」と称した監察官らによる年一回の会合によって決定された。その裁定の基準となったのが教区の聖職者および救貧委員ら教区在住の中間層 (middling sort) からの情報 (local knowledge) 及びお墨付きであった。ブルトン・ホスピタルでは、請願書には申請者を推薦する聖職者による人物証明書、及びそれを基に作成された監察官による有資格者認定の所見が付されていた。この所見の

中で、申請者自らによって強調された「勤勉であり、儉約家であり、そして正直である」ことが偽りないこと、そして彼らを推薦した聖職者による申請者の人物証明にある「礼節を重んじ、また隣人に寛大であり責任感ある人物と賞賛されている」という内容が同様に間違いなことが記されていたのである。このように、監察官による請願書受諾の支持は、その情報を提供する、いわば情報を所有する教区の救貧委員あるいは牧師による自筆の所見によっていた。ヒンドル氏は、「請願書において決定的に重要であった部分は救貧委員あるいは監察官自身のどちらかの手による所見」あるいは「(人物) 証明書をともなった署名」であったとし、中でも「決定的に必要な表記は(彼ら聖職者や救貧委員による)自筆によることであった」という。このように、交渉のプロセスの中でブルトン・ホスピタルは、制度的に構築された中間層に、資格化の裁量を通じて道徳的コミュニティにおいて期待される主体を構築する権力を作動させたといえよう。ヒンドル氏は、こうした中間層の行為媒体の機能を示す一方で、請願時における申請者の慈善に関するレトリックの利用に注目する。その申請者のレトリックは教

会勅書のレトリックを見事に反映したものであった。レトリックの中で、自活してきた経歴（自律的）、救済を受けることへのスティグマ感（自己陶冶）、福祉の受給を単に受ける消費主体ではなく、『常に隣人への慈善心をもって生きてきた』、『かつて隣人の救済を進んで実践した』積極的に福祉を支える自己実現の主体であることが語られる。つまり、ヒンドル氏は、貧民が教会勅書のレトリックを通じた被支配者による支配的な言説を利用して自己の戦略に供しながら教区役人と交渉したことを見出している。このように、「教会勅書」とそのレトリックは、道徳的コミュニティへの包摂、即ち社会統合と制度を正当化するためのイデオロギー構築の原理を供給するものであった一方で、申請者のレトリックの内部に支配と従順といった安易な二項対立には還元できない、いわば行為媒体の声と戦略を表した。⁸⁾しかし、ヒンドル氏は交渉における貧困者層の行為媒体を過大評価してはいないという。何故なら、その交渉のゲームには一定の広く容認されたルールというものがあり、それは慈善への感謝の表明であって、その敬意が福祉の作動の潤滑油

として機能していたからであった。

以上のように、本報告では貧困者総体からの「体面ある」ホスピタル入院申請者の形成が重要な論点であった。教区徒弟制度や貧民バッジあるいは後の教区救貧院と同じく、ブルトン・ホスピタルは貧民に教区救済への依存を抑止するために意図されたものであった。これらの政策はまさに貧民が自ら生まれ育った境遇を受け入れること、いわば恒久的な階級としての貧困労働者層の構築と、貧困者層の自活の奨励とその義務を遂行することを通じてコミュニティへの帰属が了承されるという排除(exclusion)と包摂(inclusion)のプロセスであったことを示すものであった。このように、エリザベス救貧法による教区救貧システムというものは、一七世紀を通じて貧民の「権威の回路(circuit of authority)」⁹⁾および「福祉の回路(circuit of welfare)」へのアクセスを遮断してきたものであったということ、いわばそれは権力と権威の問題だけではなく、行為媒体の問題に向けられたものであったのである。

一九五〇年代末から六〇年代初頭におけるW・K・ジョーダンの業績以来、近世イングランドの慈善に関わる歴史家らは、一般的に施しへの態度やその形態への宗教改革の影響、あるいは、遺贈を目当てにした詐欺・不正使用から寄進者を保護することを意図した慈善信託に関する規定（一五九三年・一六〇一年）において基金が組織化されるその制度的構造の考察に取り組んできた。これらの規定によって、コリン・ジョーンズが「慈善心に富んだ道德的命令」と称したものが寄進者の特別待遇と受託者の自由裁量を通じてますます歪曲されることを確実にしたのである。しかしながら、慈善信託基金の恩恵に与る者にとって、慈善信託とは施しの行為（an act of giving）というよりもむしろ生存戦略の一選択肢（a way of setting）であつたゆえに、彼らは「パターナリスティック」な富裕な隣人と引け劣らず抜かりがなかつたのである。¹⁰しかし、我々が取り締まりや罰則というものからこうした慈善信託法の規定のもとで救済される者の状況を分析する場合、史料の残存の問題に直面することになる。一七世紀イングランドの慈善信託への請願に関する史料の残存状況は、公的救貧給付請求

と比較して極端に少ない。¹¹以下の報告は、実際にホスピタルの残存史料に基づいた分析である。

ホスピタルの潤沢な資金は、その受託者に定期的に年金を分配することを可能にした。サマセット州ブルトン教区のホスピタルは、ヒュー・セクシー氏の遺贈によるものであつた。セクシー氏は一五五六年にブルトン教区に生まれ、エリザベス一世およびジェームズ一世の宮廷会計検査官になつた人物である。¹²一六一九年にセクシー氏が亡くなつた後、一六二六年から二九年の間にホスピタルが建設されることになる。しかし、一六三八年になるまで正式に法人化されることはなかつた。¹³院長一名の監督のもと、ホスピタルの収容人数は、一二名（男性七名と女性五名）とされた。このホスピタルの運営をめぐるは二つの行政レベルがあり、まず「役員」あるいは「監督者」と呼ばれる行政官がおり、スクールマスター、郡の荘官・執行補佐人および治安官、そして教区役人がその職務を兼任した。そして、それら在院者および役員らは一二名の「監察官」（visitors）の管理下に置かれた。彼ら監察官はドーセット・サマセット・ウィルトシアの各州の在郷ジェントリの

中から主に選任された者で、「規律と統治」を行使する権限が与えられていた。彼らは、「秩序が規律正しく維持されているかを確かめるために、また救貧委員の裁量で、追放あるいは一時収容中止のいずれかが適当と判明した入院者を罰するかもしれない矯正するために」、年に一度 *Whitsuntide* で会合したのである。入院者は当然のごとく自ら

を律することで規律正しく生活することが要求され、監察官には「大酒飲み、悪態つき、不穏な者、風紀を乱す輩」

を追放する権限が与えられていた。⁽¹⁴⁾ にもかかわらず、不思議なことに当該ブルトン・ホスピタルには管理規則上の曖昧さがあつた。即ち、ブルトン・ホスピタルには、およそ

同時期に設立されたウィークリ教区（ノーサンプトン州）のモンターギユ・ホスピタル、サウスワーク教区（サリー州）のカレッジ・オブ・プア、あるいはスタッドリ教区

（オックスフォード州）の私設救貧院を特徴づけた行儀作法に関する入念な規定を著しく欠いていたのである。確かにブルトン・ホスピタルの入院者は、寄進者ヒュー・セク

シー氏の頭文字「HS」を衣類につけてはいたが、それは世紀転換期の多くの教区の貧困者の場合のように肌理の荒い麻のコートの肩の部分にキャンバス地の頭文字を付けたよ

うなものではなく、一六五二年の例が示すように、総額約三〇ポンド相当のコストをかけてガウンに縫い付けられて支給されたものであつた。⁽¹⁶⁾ 従つて、入院者への給付金は非常に寛大なものであり、週二シリング六ペンス、年七五ポンドを超えるものであつた。⁽¹⁷⁾

ホスピタルへの多大な寄附による支援のおかげで、監察官は利用可能な十分な運営資金を蓄えていたわけである。

監察官は、慈善信託に値する言行の適格性とはいかなるものかを承諾実行した者に対して、定期的年金あるいは心付けを基金から支給したのである。こうした実践の中で、

彼ら監察官はセクシー氏自身の実践を明らかに継続していた。というのは、その慈善施設の寄進者セクシー氏は、公然と、贈与という方法でもつてしばしば教区の貧民に生活

の場を提供しては援助していたからである。一六八〇年代初頭には、年間九八ポンドから最大一二二ポンドが支給され、その額は教区救貧給付の定期給付金の費用をはるかに超過するものとなつていた。一六五〇年代には、ホスピタル

には七人の年金受給者がいたようであり、彼らの年金は一時給付金として五ポンドを含む寛大なものであつたが、

これは、「不定期の追加支出」と呼ばれる給付金の中でも

比較的僅かな額にすぎなかった。さらに、一六六〇年代初頭から、監察官は地方の小売商人に対して貧民の子供らを年季奉公に雇用する見返りとして資金を提供していた。そして、この方法で一七五〇年までに少なくとも八八人の貧民の子供が見習い奉公に出された。⁽¹⁸⁾しかしながら、それは我々がここで主として関心がある心付けの申請をとまなつたものであった。ブルトン・ホスピタルの入院申請者数は非常に多く、一七世紀半ばの人口一二〇〇人から一五〇〇人の教区においては、その定員数に比して入院申請者リストの数が余りにも多かつた。従つて、申請したものなかなか入院許可に与れない貧民は、ホスピタル在院による給付を期待しながらも不定期の手当てによつて当面生活に必要なものを手に入れていたようだ。晴れてホスピタルに入院し居住した「体面ある」そして「(H・Sのイニシャルのついた)ガウンを着用した、トロロープ主義に値する」人間はそこに長くずっといることができた。⁽¹⁹⁾

一六六〇年代における慈善に関する古文書の中に救済を求める請願書が一〇五件残存している。そのうち僅かに二例のみが慈善施設そのものへの入院を希望する請願書であつた。⁽²⁰⁾

例によつて、申請者は自分の求める救済を具体的に挙げることなく、「慈善信託の援助」を嘆願した。それには七九名それぞれが別個の内容で請願していた。そのうち一四名が二つの条件を提示して救済を求め、もう六名が三つの条件を提示して救済を求めている。これら申請者のプロフィールは何も驚くに値しないものであつた。申請者のうち二七名(三四%)が女性であり、そのうち僅か一名が既婚者(病気の夫に代わつて記している)であつて、少なくとも二三名が未亡人であつた。申請者の五〇名が男性であり、そのうち少なくとも四一名が既婚者(僅かに三名が男やもめ)であつた。また僅かに二名分が、子供が申請者であるゆえにその代わりに提出されたものでありその子供ら二名は孤児であつた。勿論、これらの請願書を額面どおりにとつてしまうことは非常に危険であることはいふまでもない。公的な貧民救済の求めのように、それら請願書は自分の主張の正しさを証拠立てて述べるために意図されたものであつた。たとえそれらの主張が服従と誇張そして歪曲の微妙なブレンドにおいて展開されたものであつたとしても、その請願書の有効性というものはその主張の信憑性そのものに大きく依存したものであつた。そして、その主張

とは、三〇〇年以上も経た後の現代の我々歴史家によってその信頼性が判断されるものではなく、むしろその当時の人々によって容易にその内容の真偽が確かめられるものであった。⁽²¹⁾従って、実際には教区登録簿や救貧委員の会計簿との適切な比較検討によつてはじめて、年齢、子供の養育負担、病氣、そして過去における自活などに関して作成された申請者の主張を現代の我々が実証することが可能となるのである。⁽²²⁾ここでの我々の目的にとつてより興味深いものが、慈善に関するこれらの主張のレトリックの方法である。大抵、請願書には請願者の氏名、イニシャルが記載された。それら請願書は、通常申請者自身の手で書かれたものではなく、大抵署名やマークがないのが常であつた。それ故に、セクシー慈善信託基金の請求者は、正規の救貧給付の資格者と同様に、「書簡による擁護者」に頼つたのである。⁽²³⁾しかしながら、請願書は決して規格化されたものではなくあつた。そして、請願書を記した代書人あるいは書記官は、身近に申請者を伴いながら、場合によつては有利に働くよう表現を変えながら代筆したとおもわれる。説教や祈祷の影響が請願書の表現に反映されていたということも可能であるが、請願書に展開された見事な慈善心に富んだ

レトリックの着想は、慈善に関する教会勅書 (briets) に由来する。慈善に関する教会勅書は、一七世紀末、特に一六六〇年代初頭に教区教会で頻繁に語られたものであつた。⁽²⁴⁾教会勅書は、パンも買えない貧民の無力さや商いの不振など、またかつての繁華の誇りを伝えるモニユメントから嘆き悲しむ無言の荒廃した墓地まで、町の移り変わる様子を語つただけではない、教会勅書は民衆のかつての慈悲に富んだ行いに言及することで民衆の感情に訴えたのである。例えば、一六三四年オックスフォード州アインシャム教区における教会勅書において、「教区住民はかつて豊かに生活し、住民としての義務を遂行し、必要ならば困窮した隣人を援助した」と語られた。我々がみていくように、こうした教会勅書のレトリックはセクシー慈善信託の請願書にあるいくつかの主張とまさに共振し合う内容であつたのである。⁽²⁵⁾

ブルトン教区の請願者の四二%にあたる三三名が年齢を理由に請願を行っている。その内一九名については自ら「古参の」あるいは「老齡」と表現するなど特別なものはなかつたが、四名については六〇歳代、三名については七〇歳代、そして七名については八〇歳代であることを理

由に請願している。年齢に加えて請願の理由について大きな割合を占めたものが、子供の養育を負担とする貧困家庭のものであった。子供の養育にかかる重荷に言及した者は全体の四二％にあたる三三名であった。以下の点からも申請者の絶望的状况は明らかである。百名の申請者が全盲もしくは視力の衰退に言及しており、さらに四名の者が扶養してくれる人間のいないことを引き合いに出している。申請者は疾病に冒されており（肺の病、おそらく通常の致命的な肺結核というよりもむしろ発疹チフスや、癩癩、瘰癧そして潰瘍の病状など様々言及している）、病状がはつきり特定できない場合にも、肢体の不自由さや病気を患っていることをとぎれとぎれに語ったのである。申請者は彼らの個人的な境遇を説明する上で経済的コンテキストを引用することで潤色した。四名の申請者は特に食糧不足を引き合いに出し、一〇名の者は厳冬の過酷さを引用した、そして一六名の申請者はごく一般的に「厳しい時代」について述べたのである。こうした点から、一六六二—三年が特に深刻な時代であったとおもわれる。つまり、現存する請願書の約四分の一が、一六六三年のWhitsuntideでの監察官の会合における記録と推定することができること、そしてこれら

請願書には「厳冬と極度に深刻な時代」あるいは「最近極めて深刻な時代」への言及が多々含まれていることから推定されるのである。主に織物業で働く申請者の内、二、三の請願書には「商業の不振」あるいは「織物業の不振」に言及し、それによって「仕事がほとんどなく、賃金も微々たるものである」と語っている。たとえばエドワード・キャリアなる男は「機織業を店仕舞している状況である」と嘆願している。またトーマス・ハイアムなる男は「この悲惨な厳しい時代にあつては仕事がほとんどないか、あるいはまったくない状況です」と嘆いている。⁽²⁶⁾とはいえ、大方の申請者は、老齢のために、あるいは病を患っていたために、あるいは子供の養育の重荷が原因で働けないものばかりであった。そして、彼らの請願は、借金の遅延や、免れえない負債、そして質屋に抵当にされた動産など絶望的な内容を含むものであった。請願書にある言葉は、申請者あるいはその代書人が考えていたこと（あるいは、より正確には、彼らが予期した支援者に考慮してほしかったこと）、つまり彼らが嘆願していたことをまったくもって明らかにしている。即ち、「哀れ」「慰めと施し」「ご最良とお手当て」「慈悲深き善行」といったフレーズがこの史料

を通して繰り返されるのである。⁽²⁷⁾ しばしば、申請者たちは「不憫に思わせる」あるいは「同情させる」ような表現を用いたのである。そして、その（お世辞が）度が過ぎるほど、監察官の慈悲深き自己イメージにつけ込んだ。監察官の「気前のよい性向」と「敬虔な性格」⁽²⁸⁾が、申請者による絶賛の言葉の標的となったのである。申請者のうち少なくとも二名は、申請許諾の決定にかなりの影響力のある母体に自分たちが請願しているのだということに明らかに気づいていた。そしていくつかの点で彼らの処遇の判断が下されるのだということをおそらく感じていたし、監察官の年一回の会合のことを「領主、ナイト、ジェントルマンの法廷」と呼んだのである。⁽²⁹⁾

請願者は慈善行為に値する適当な受領者として自分たちをどのようにして特徴づけていたのであろうか。ある事例の場合、比較的率直なものであった。例えば、フローレンス・コリンズなる人物の二人の孤児の養育を委託された者は、単純にその孤児を「慈善の対象として最も値する受給者」として描いた。またある事例では、申請者自身の苦境が特に深刻なことに言及したわけだがそれはより物議をかもすものであった。たとえば、ウィリアム・ゴッセンなる

人物は（おそらく単純に）誇らしげに、自らを「わが町が生み出した貧しき男」であることを主張した。⁽³⁰⁾

しかし他の申請者はより用意周到なものであった。ある程度（多少一般的な表現ではあるが）悲惨さが眼に浮かぶような訴えによりながらである。例えば、「嘆かわしき状態」「哀れな老いぼれ」「悲しき卑しき状況」「極貧」「極度の貧困と苦痛の耐えられない負担」「厳しい労働と難渋でほとんど目が見えない」「ただ生きていく以外に残すものがない」「救貧以外に生きる糧を見出せない老いぼれ」「パンも十分に買えない」などといった言葉を用いた。⁽³¹⁾ これら貧苦の言説は、ジョオン・ヤングなる人物の事例によつておそらく最も良く例証されている。彼女は、自分自身を「チャリティによる救済を余儀なくされることになれば、惨めで悲嘆以外の何者でもない未亡人であり、生存のために一ペニーを得ることもできない全盲に近い虚弱で極貧の悲嘆に暮れた未亡人」として描いたのである。⁽³²⁾ 絶望の語りは、このありふれた哀れみのデイスコースの中でも注目に値するいくつかの特徴を有するものがあつた。その一つが、請願者自身が以前に一度も救貧（特に救貧税による救済）を要求しなかつたことを熱心に強調しているものである。彼ら

は誰にも負担をかけずに自分の家族を維持しようとかかなりの努力をしてきたことを申し立てた。即ち、自らの労働によつて「いまだ誰にも負担をかけることなく」あるいは「町に一切の負担をかけることなく」自活してきたこと、またいかなる負担をもかけずに自分たちの生活の維持のために一生懸命努力してきたこと、そして「(我々は)わが教区の保護を受けるべきではなく、そのためにやむなくあらゆるものを質入し、売り払った」とさえ訴えたのだ。⁽³³⁾

また、エリザベス・ハートリーブなる人物は自分が老齢で病弱であるまさにその「悲しむべき事実があればこそ、やむを得ずこの救済を求めたのである」と闇雲に請願しているのではない旨を主張したのである。⁽³⁴⁾

そして、これら請願者は我身を「単に救済を求めめることを恥じ入る、(教区に)負担をかけることを良しとしない、できる限り独力で今の状況を変えようとする断固とした意志をもった人間」として描こうとした。セクシー慈善信託の受託者にかつてお世話になり支援されたことに触れた申請者の事例の場合、僅か全体の一-%が彼らの感謝を表す陳腐な常套句に必ずといってよいほどの度が過ぎたお世辞が述べられ、「かつての救済に対する感謝の気持ち」が熱

心に表現されたのである。

セクシー慈善信託の救済を嘆願する中で、請願者の各々はさらに監察官に対して過去の自分たちの隣人に対する寛容な日常的振舞いを印象づけようとした。ある申請者は「自分の状況というものは(かつて)隣人の救済を進んで実践し、またその隣人への慈善を行うほどの健全な生活をしていた」ことを、またある者は「以前にはよく貧困で苦しむ隣人に援助の手を差し延べた」ことを、そして、ある者は、「常に他人への慈善心をもって生きてきた」ことに言及したのである。⁽³⁵⁾

ここで意味された救済とは純粋に博愛主義のものであった。けれどもある請願者はブルトン教区で自分が協力的な雇用者であったことを説明している。ある者は自分のことを「町で多くの人々に雇用の機会を提供した老舗の商人」であると述べた。またある者はかつて「多くの輩を雇い入れた」ことに言及した。このように生涯にわたって働いてきたことに誇りを持つて主張することがより一般的であったのである。七二歳になる仕立屋は、評判のよい信用ある人物に雇われてきたが、「いまや老齢のために働き盛りの者に仕事を追われたのだ」と主張した。⁽³⁶⁾

それでもなお、彼らは、神の摂理なくしては自分たちの働きというものは無駄に終わっていったであろうということをもつてよく理解していると表現しようとした。申請者各々は明らかに自分たちが神を恐れる信仰心の厚い人間であると描いたのである。即ち、ある者は「神のご加護によつて」のみこれまでやつてこられたのであると。またある女性は、「自活に対する真正直な努力への神の祝福によつて」やつてこられたのであると。また、ある者は「神への畏敬に存したるわが身にできる限り、貧しき生活を解決しようと努力してきた」と述べている。⁽³⁷⁾ 神の摂理はこうした男や女たちにとつてなおいつそう重要であつたのであつた。何故ならば、これら貧しき男や女たちにとつて頼れる人脈というものが非常に乏しかつたためである。彼らには「父や母、頼れる友人もいなかつた」。両親がいても貧しくて援助してもらふことはできなかつた。彼らには「友人からのわずかな援助」しかなかつたのである。⁽³⁸⁾ 彼らの請願書は、より直接的には人格について言及するものであつた。そして、チャリティの申請を承認してもらふ上で最も有効なものは誠実な人間であるということであつた。彼ら申請者は「日常生活において正直に真つ当に生きる努

力」を首尾一貫して実践してきたことを主張したのである。彼らは「自分たちが」非常にがんばり屋であり、誠実な者として、そして隣人づきあいもよい人間で知られている」ことを主張した。信用の概念が誠実さという概念と結びついていて、即ち、ある一人の申請者は、「自分の進むべき道で勤勉に日々過ごすことにより、自分は近隣の者から良きおつきあいと信頼を受けている」と訴えた。またある者は、「これまで信頼され生きてきた」と、あるいは「良き振る舞いと信頼を受けるよう自らを律しながら生きてきたのである」と訴えたのである。⁽³⁹⁾ 勤勉さや子供を適切に養育してきたその生き様が幅広く認められることから良き評判がつくられてきたようである。ある女性の請願者は、「十人の子供を育て上げるほどのがんばり屋」であつたと、またある者は、「自分の家族を養うために努力を積み重ねてきた人間」であつたと、またある者は、「仕事に対して非常に勤勉であつて、その仕事でもって苦勞して子供たちを育て養つた」と、そして、またある者は「日頃の生計のために勤勉に働いた」人間であつたと述べたのである。⁽⁴⁰⁾ 他の事例と同様にこれら四つの事例において、こうした気配り気遣いの公共知 (public knowledge) というものが

強調された。「町でよく知られた」そして「よく知られるものとして」は、請願を通じて繰り返される表現である。ロバート・トーマスなる人物はこれをもっとも遠慮なしに使用した人間であった。彼は、自分が「非常に勤勉な人間であり、全くもって浪費家でないことは町中有名なことであり」と主張したのである。⁽⁴¹⁾ こうしたレトリックによる戦略は、以下我々が見ていくように、教区救貧手当ての申請者によって展開されたレトリックと完全に似ていないわけではない。⁽⁴²⁾ しかしながら、ブルトン教区の古文書には二つの重要な通常からの逸脱がみられた。つまり、ブルトン教区の古文書は、民衆のあいだにある慈善信託に関するディスクコースがその地方における利害関心でもって調子を変えていたということである。それらのいくつかはセクシー救済基金そのものに関わる特有のものであった。その一例として、年金あるいは心付けへの申請者の二一%がホスピタルの設立者との親しい間柄やパトロネジを並べ立てること
で監察官のご臍頂を得ようとした。これはまた教区外からの幅広い申請者を呼び寄せる付随効果をもたらした。というのは、セクシー氏は長らくロンドンで生活をしていたからである。あいにく請願者が設立者との関係の正確なもの

を明細に記したものは稀であった。ワイク・チャンプフラワー教区のエリナ・ハイネスなる人物は、セクシー氏と「親密な関係にあった」クロフォード教区のトーマス・ショレイという者の娘にあたることを述べた。⁽⁴³⁾ これらはセクシー氏のお付き合いの関係の期間や親密さというのが証明されるものではあるが、信託の受益権にとつては自分たちがセクシー氏と関係があるということを明言することで十分であったのである。こうして、ある請願者は自分の父がセクシー氏と最も近い親類の中でも最も古くからの知人の一人であったと主張したのである。⁽⁴⁴⁾ 請願者やその親類が、セクシー氏自身への、特にセクシー氏の若かりし頃に遡ってその懇意にしていたことを並べ立てることはより好都合の場合でさえあった。それが、今声を大にして互恵関係に基づく見返りを求めたのである。従って、ある一人の年配の靴屋は次のように説明した。自分の祖父は、「若い頃、セクシー氏の大抜擢に尽力した唯一の支援者であった」のであると。こうした親しい間柄の主張に関して特に重大な陳述がある一人の女性の請願者から窺える。彼女は次のように主張したのである。即ち、彼女はセクシー氏に非常に親密な関係であったことから、「関係が切れて

しまっている人や、見知らぬ人から」よりもむしろセクシー氏の信託財産から慈善を受けたいと思ったのである。この点で、ブルトン教区の受託者のご臍盾を確実にした社会政治的ネットワークは、ヨーロッパの諸都市の療養院のものと共振するものである。⁽⁴⁵⁾

我々のサマセット州で採取したサンブルの二つめの顕著な逸脱とは、請願者が請願者自身あるいは請願者の家族による「近年の不幸な戦い」において表明された確固たるロイヤリズムの強調とその頻度である。請願者中九名が自らを国王への忠実と忠誠で非常に良く知られていた人物であったことを説明した。ジェームズ・フリンガーなる人物のように、チャールズ一世のために戦ったと述べた者、また最近の出来事としてオランダとの戦争で負傷したことを述べた者もいた。さらに、自分が国王軍の兵士の未亡人であると述べた者もいた。⁽⁴⁶⁾ セクシー氏の信託財産を受領する適格者に関しては、公式の政治的あるいは宗教的制約というものはなかったけれども（非国教徒は一八四二年から実際には締め出されたが）、申請者は町の堅固なロイヤリズムの風潮や監察官がもつ政治的顔色の両方に精通していた。ブルトン教区は、「サマセットのあらゆる敵意の中心に」あ

ると噂された町であった。この地は一六四三年のロイヤリストの小さな反乱、および一六四五年のクラブメンの騒擾の舞台であったし、宗教上の集会できわめて有害な賛美歌を誇らしげに歌った土地である。それは地方の地主層の煽動が民衆にそうさせたわけでは必ずしもなかったのである。ロイヤリズムとその儀礼はその地域の文化的基盤の一部であった。よって、それらロイヤリズムとその儀礼が、セクシー・ホスピタルの受託者の中で非常に強く表現されたことは驚くほどのものではない。一二名の監察官のうち三名を輩出したパークリー家（その地方の大貴族の構成員）が監察官の中でも際立っていた。⁽⁴⁷⁾ 我々が見ていくように、ブルトン教区の請願書のうち最も重要な特徴のひとつが、院長と受託者（監察官）の双方によって註釈（annota-⁽⁴⁸⁾）がつけられていることである。しかし、パークリー家がロイヤリストの兵士の未亡人に対して最大級の称賛を見合わせたということは特に印象的である。即ち、エリザベス・ストロウド（注 先の未亡人）の請願は、パークリー家の三名の監察官全員によつて署名されていた。彼らのうち一名は次のように説明している。「自分は彼女（エリザベス・ストロウド）の夫が私の従僕であったからその

申請を支持するのではない、彼女の夫が自分の能力の限り彼の忠誠をまっとうしたことにたいして受けるに値するということを私が確かな筋から情報を得たからである」と。そして、「私の知る限り、彼女の夫は非常に誠実であり、未亡人は慈善給付を適切に受ける対象である」と彼は断言した。⁽⁴⁸⁾この種の註釈は我々をブルトン教区の慈善信託に関する古文書がもつ全ての特質の中でもおそらく最も価値ある解釈へと導いてくれる。監察官の会合の会議録は残存していないけれども（そして仮にあったとしても、それらは疑いもなく議論の最も興味深き論点を省いているであろう）、請願書の決定的に重要な部分は救貧委員あるいは監察官自身どちらかの手による覚書 (note) あるいは証明 (certificate) をともなつて署名されていたことであつた。中でも最も頻繁に署名をしたのがジョン・ランドールなる人物であつた。彼は教区牧師兼スクールマスターであり、彼のブルトン教区での聖職は一六七九年まで四三年間続いた。⁽⁴⁹⁾通常、ランドールの名前の後には彼の同僚の救貧委員の名前が続いた。しかし、決定的に重要な表記は彼の自筆によるものであつた。たとえば、請願者は「非常に誠実で勤勉な生活を送つてきた」「これまで評判のよい人間であつた。

その彼が今や貧しき老人となり、まさに慈善信託の対象にふさわしいものである」、「非常に年老いており、かつては正直者で勤勉な人間と評判されていた」、「非常に勤勉な人間であつた。今や貧しく年老いている」、「貧しくても常に勤勉であつた。しかし今や老齢となり、裸同然の姿で侘びしい生活を送っている」、さらに「非常に貧しき老婦であり、足が不自由で、仕事を近くで提供される必要があるのである」等である。⁽⁵⁰⁾ランドールや彼の同僚である教区役人が頻繁に丁寧な振る舞いや言葉遣いをあらわす言葉を用いたことに特に注目すべきである。そうした言葉は、請願書自体では僅かに二例確認されるだけであり、監察官によるものでは用いられなかつた表現であつた。その例を挙げるならば、「常に丁寧な振る舞いと勤勉さで生活してきたが、いまや困窮し、慈善信託を受けるに十分である」、「丁寧な振る舞いで生活し交際してきた貧しき女性であり慈善信託を受ける資格が大いにある」、「丁寧な振る舞いと人付き合のよい男であつたが今や貧困と困窮に陥っている」、「貧しき女性はこの町に来て以来丁寧な振る舞いでもつて生活してきた。今、慈善信託を受けるに十分である」等である。⁽⁵¹⁾これら熱烈な推奨の一方で、ランドールがあまり進ん

で肩入れしなかつた事例があつたというのが印象的である。

ある請願者は「貧しき男」であると単純に記されただけであつたし、またある者は「非常に貧しき男でかなりの負債を負っている」と記されているだけである。またある者は「少々年を老いており貧しき男として」また、「非常に貧しき女性」であるとだけ記されていた。⁽⁵²⁾ それらがランドールからの証明書が全く欠けていたか、あるいは簡潔なものであつたかのいずれかのものであつたのはおよそ驚くには値しない。そして、それゆえに彼らには監察官のご晶肩を得たいという積極的な気持ちがあまりないものとして解釈された可能性があつた。「ランドールは単純に一銭も含まない証明書に署名したのである」彼らの申請書には、請願書の約三分の二を特徴づける「五シリングを含む」という表記を欠いていた「しかしながら、請願書の約四分の三は、十分説得力のあるものであつた。即ち、監察官は五シリングを含むという表記でもつて謝礼をもらつて推薦したからである」。このように急いで殴り書きされた謝礼の為替手形の中に、謙虚な心構えがその報酬を手に入れたのである。

(*注 「」内の訳は当日ヒンドル氏が報告した

ものを引用したものである)

結 論

一、請願者は慈善信託の救貧給付を明らかに期待していた。即ち、過去のエリート層の慈善の慣習によつて支持された倫理上の要求、説教段から彼らが聞いたレトリックによつて奨励された倫理上の要求をおこなつた。

二、それら要求を主張することには一般的に慎慮あるものであることが要請されたということ。即ち、大抵の救済基金のように、これは従順を示すことによつて円滑に運ばれた慈善信託基金であつた。

三、その救済基金の資金を動員させることは難しかった。従つて、請願者らは救貧給付への露わな欲望の感情を抑えながらもつともらしい口実を見出さなければならなかつた。彼らの主張の信憑性は三五〇年間隔たつた現在の歴史家らによる判断よりも当時の人々によつて容易に調べられることができた。

四、請願者の主張の内容を監察官に取り次ぐ上で、聖職者や救貧委員などの情報、即ちローカル・ナレッジ

(local knowledge) が決定的に重要であった。

五、セクシー慈善信託は、一七世紀イングランドを通じて救済基金となつて現れた慈善心に富んだ道徳的命令の特徴を示すものであった。即ち、「参加の道徳的原理」「場所の感覚」「慣習への崇敬」そしてとりわけ服従のその推進力を示すものであった。

(1) 本報告は、当日の報告の翻訳を快諾していただいたステイヴ・ヒンドル氏が、後日あらためて交付してくださった報告原稿に基づくものである。同氏の「好意に深く感謝したい。尚、一部当日の報告を引用している。その場合「」で示した。Steve Hindle, 'Ways of Getting' Charity in Seventeenth-Century England, Paper for Anglo-American Conference on 'Wealth and Poverty', IHR London, 7-9 July 2004. 尚、本報告は Steve Hindle, 'Introduction: Poverty Beyond Public Policy', *On the Parish? : The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England c.1550-1750* (Oxford, 2004) の第二章に収録されている。尚、本稿ではコンネル氏にしたがって、制度および法なごの国家装置 (state apparatus) をあらわす「ガヴァナメント」に對置されるものとして、「ガヴァナンス」を統治に関わる社会的プロセスおよび統治主体の社会的政治的価値観を意味するもの

として使用する (Steve Hindle, *State and Social Change in Early Modern England, c.1550-1640*, London, 2000)。

(2) J. Murray, 'Historians reveals identity badges, not cards, were compulsory in the 1660s', Public release, Communications Office, University of Warwick (2005) ; Chris Arnot, 'Roundup: History Being Talked About: Steve Hindle: Renaissance Lasted Longer Than Previously Thought', *The Guardian* (London, December 7, 2004)

(3) 一六九七年制定法のごく詳細に論じたものごころについて Steve Hindle, 'Dependency, Shame and Belonging: Badging the Deserving Poor, c.1550-1750', *Cultural and Social History*, 1 no.1 (2004).

(4) P. Slack, 'Poverty and Politics in Salisbury, 1597-1660', & P. Clark, 'The Migrant in Kentish Towns, 1580-1649', in P. Clark & P. Slack (eds.), *Crisis and Order in English Towns, 1500-1700: Essays in Urban History* (London, 1972), 164-203, 117-63. ; K. Wrightson and D. Levine, *Poverty and Piety in an English Village: Terling 1525-1700* (Oxford, 1979). ; K. Wrightson, 'Two Concepts of Order: Justices, Constables and Jurymen in Seventeenth-Century England' in J. Brewer & J. Styles (eds.), *An Governable People: The English and their Law in the Seventeenth and Eighteenth Centuries* (Oxford, 1999), 107-27.

- tenth Centuries* (London, 1980), 21-46, 47-84.; T. Wales, 'Poverty, Poor Relief and the Life-Cycle: Some Evidence from Seventeenth-Century Norfolk', in R. M. Smith (ed.), *Land, Kinship and Life-Cycle*, (Cambridge, 1984), 351-404.; A. L. Beier, *Masterless Men, the Vagrancy Problem in England, 1560-1640* (London, 1985), 146-169.
- (7) R. M. Smith, 'Some Issues Concerning Families and their Property in Rural England, 1250-1800', T. Wales, 'Poverty, Poor Relief and the Life-Cycle: Some Evidence from Seventeenth-Century Norfolk', and W. Newman-Brown, 'The Receipt of Poor Relief and Family Situation: Aldenham, Hertfordshire, 1630-90', all in R. M. Smith (ed.), *Land, Kinship and Life-Cycle* (Cambridge, 1984).
- (8) Steve Hindle, 'Introduction: Poverty Beyond Public Policy', *On the Parish? : The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England c.1550-1750* (Oxford, 2004), 1-14. 影山明日香「十六世紀後半イングリッシュの諸教本に見る貧民救済の概念」『史学』第六九巻第二号(三田史学会、一九九九年)一六一-一九。松山毅「Statute of Charitable Uses (1601)に関する一考察—概要と論点整理を中心に」『社説福祉学』第四二巻第二号(二〇〇二年三月)。
- (9) Steve Hindle, 'Good, Godly and Charitable Uses', in Goldgar, A. & R. Frost(eds), *Institutional Culture in Early Modern Society* (Brill, 2004), 164-88.
- (10) Steve Hindle, 'Civility, Honesty and the Identification of the Deserving Poor in Seventeenth-Century England', in Jonathan Barry & Henry French(eds), *Identity and Agency in England, 1500-1800*, (Palgrave, London & New York, 2004), 38-59.
- (11) コンネル氏は「権威の回路 (circuit of authority)」というメタノマを提示することによって「権力の伝達回路」を「権力の回路」論でイメージされた直線的なものではなく、むしろ統治される者から統治者にある種のフィードバックを含むループ状のようなイメージで捉え、その中で、個人はまるで電子回路にプラグを差し込むようにして、接続可能な比較的开かれた参画型の政治システムにアクセスしようとしたとした。ヒンドル氏の「権威の回路」とは、このある種のフィードバックと比較的開かれた参画型の政治システムを意味する (Steve Hindle, *State and Social Change*)。
- (12) E. Thompson, *Customs in Common* (London, 1991), 46, 72.
- (13) Cf ch. 6.4(a) below. For an eighteenth-century archive of petitions for charitable relief, see R.B. Outhwaite, "Objects of Charity": Petitions to the London Foundling Hospital, 1768-72', *Eighteenth-Century Studies*, 32 (1999), 497-510.

(7) Steve Hindle, 'Good, Godly and Charitable Uses', in

(21) Jordan, 'The Charitable Institutions of the West', 56.

(13) イギリスでは法人制度は一般的ではなく、むしろこの場合は信託制度を利用することによって法人格を付与された場合と同様の法的効果を確保した法人格なき団体となったということであろう。森泉章ほか「イギリス信託法原理の歴史的研究」『信託法研究』第一五号（信託法学会、一九九一年）

(14) *The Victoria History of the County of Somerset*, eds. W. Page and R.W. Dunning (7 vols., London, 1906-1997), vii, 42; SARS, DD/SE/38/8; H. Hobhouse, *A Short History of Hugh Saxe's Hospital Brton Somerset and its Endowments* (3rd edn, Taunton, 1951), 8-9.

(15) NRO, MS Montagu, 186, 27-8 ('Orders for the governing and directing of the Maister & Brethren of Weekly Hospital'); J. Boulton, *Neighbourhood and Society: A London Suburb in the Seventeenth Century* (Cambridge, 1987), 143-4; Jordan, *Charities of Rural England*, 48. For fifteenth-century regulations on the moral conduct of almsmen taken very seriously by Elizabethan trustees, see McIntosh, *A Community Transformed*, 282.

(16) SARS, DD/SE/43/5, fo. 14. 他の地域で有名なマンの文書については以下参照。Jordan, *Charities of Rural England*, 43 (Stoke Poges, Bucks., 1573), 46 (Shenley, Bucks., 1615) . Cf. the discussion of badges in ch. 6.5

below.

(17) SARS, DD/SE/43/5, *passim*. 当時、ブルトン教区には二二名の定期救貧受給者がいた。その中で僅か二名が週二シリング六ペンス受け取っていて、ほかの者は週六ペンスから二シリングを受け取っていた。一六六二年のブルトン教区の定期救貧給付の年間支出額は実際にはホスピタルの定期手当のわずか七五%にすぎなかった。SARS, D/P/brut/13/2/1, unfol. ブルトン教区の六ポンド一〇シリングの年金受給はジョーダン氏の引用したホスピタルの定期手当の上限の額に相当するものであった。Jordan, *Charities of Rural England*, 48-49.

(18) Jordan, 'The Charitable Institutions of the West', 56; SARS, DD/SE/43/5, fos. 12-16; SE/44; SE46/1-7.

(19) Slack, *From Reformation to Improvement*, 25. 人口の概算については以下参照。VCH Somerset, vii, 23 n. 92 (based on a report of 252 families in the parish in 1650); D. Underdown, *Rebel, Riot and Rebellion: Popular Politics and Culture in England, 1603-1660* (Oxford, 1985), 294 (based on an analysis of the parish registers)

(20) The following discussion is based on SARS DD/SE/45/1-2. The two exceptions are DD/SE/45/1/38, 1/47 (この種の諸願書に付きまとう解釈上の問題点については以下の文献が有益) J.S. Taylor, 'Voices in the Crowd: The Kirkby Lonsdale Township Letters, 1809-

- 36', in T. Hitchcock et al (eds.), *Chronicling Poverty: The Voices and Strategies of the English Poor, 1640-1840* (London and New York, 1997), 112-14; D. Andrew, 'To the Charitable and Humane: Appeals for Assistance in the Eighteenth-Century London Press', in H. Cunningham and J. Innes (eds.), *Charity, Philanthropy and Reform* (London and New York, 1998), 91-3.
- (22) 救貧委員会計簿と教区登録簿との相關關係について参照。Wales, 'Poverty, Poor Relief and the Life-Cycle', 360-67.
- (23) T. Sokoll, 'Old Age in Poverty: The Record of Essex Pauper Letters, 1780-1834', in Hitchcock et al (eds.), *Chronicling Poverty*, 135. Cf. ch. 6.4(a) below.
- (24) Auffenberg, 'Organised English Benevolence', 387-8 (注) 一六六〇年代はじめに比較的多くの教会勸書が発行された。一七世紀半ばのサマセット州における教会勸書については参照。E. H. Bates, 'Briefs for Cuckington, Somerset', *Notes and Queries for Somerset and Dorset*, 5 (1896-97), 280-83. 説教のノートメントは特に食糧不足の時にその論拠となる典拠に遡って引用された。see Walter, 'Public Transcripts', 276 n. 65.
- (25) *Oxfordshire Justices of the Peace in the Seventeenth Century*, ed. M.S. Gretton (Oxfordshire Record Society, 16, 1934), xl-xli.
- (26) SARS, DD/SE/45/1/27, 1/48.
- (27) SARS, DD/SE/45/1/9, 1/14, 1/34, 1/78.
- (28) SARS, DD/SE/45/1/15, 1/34, 1/78, 1/85.
- (29) SARS, DD/SE/45/1/56, 2/16.
- (30) SARS, DD/SE/45/1/25, 1/40.
- (31) SARS, DD/SE/45/1/30, 1/31, 1/32, 1/33, 1/34, 1/42, 1/44, 1/65, 2/11.
- (32) SARS, DD/SE/45/1/85.
- (33) SARS, DD/SE/45/1/6, 1/21, 1/37, 1/50, 1/69.
- (34) SARS, DD/SE/45/1/43.
- (35) SARS, DD/SE/45/1/8, 1/9, 1/34.
- (36) SARS, DD/SE/45/1/8, 1/11, 1/76.
- (37) SARS, DD/SE/45/1/28, 1/53, 2/11.
- (38) SARS, DD/SE/45/1/7, 1/30, 2/10.
- (39) SARS, DD/SE/45/1/10, 1/11, 1/41, 2/18.
- (40) SARS, DD/SE/45/1/12, 1/16, 1/21, 1/50.
- (41) SARS, DD/SE/45/1/77.
- (42) See ch. 6.2(e) below.
- (43) SARS, DD/SE/45/1/46.
- (44) SARS, DD/SE/45/1/64.
- (45) SARS, DD/SE/45/1/46. Cf. S. Cavallo, *Charity and Power in Early Modern Italy: Benefactors and their Motives in Turin, 1541-1789* (Cambridge, 1995), 40-6.
- (46) SARS, DD/SE/45/1/35, 1/69, 1/74, 1/75, 1/81, 1/84, 1/85, 2/23.

- (47) Hobhouse, Hugh Sexey's Hospital, 9; Underdown, Revel, Riot and Rebellion, 168, 180-1, 215-16.
- (48) SARS, DD/SE/45/1/74.
- (49) ランフェール自身忠実なロイヤリストであった。そして彼は軍政監 (General Majors) の嫌疑にかかっていた。
VCH Somerset, vii, 38.
- (50) SARS, DD/SE/45/1/8, 1/22, 142, 1/53, 1/82.
- (51) SARS, DD/SE/45/1/9, 1/43, 1/66, 1/85.
- (52) SARS, DD/SE/45/1/47, 1/51, 1/70, 1/79.
(じゆつ ひびあき・札幌学院大学非常勤講師)